

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

令和7年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしやえぬ・てい・てい・どこも
氏名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 前田 義晃
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和7年3月31日
------	-----------

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接続約款新旧対照表

様式第17の4の2

様式第17の4の3

様式第17の4の4

様式第17の4の5

様式第17の4の6

様式第17の4の7

様式第17の4の8

様式第17の4の9

様式第17の4の10

令和3年総務省告示第410号に基づく様式第1・2（R5用）

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧
<p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第15条 当社は、第14条（接続申込み）に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順序に従って別表3（様式）様式第5の書面により承諾します。</p> <p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。</p> <p>(2) その接続により当社の被る損失がその接続により得られる利益を上回る場合であってその程度が相当程度にわたる若しくは接続先拡大に寄与しない、又は当社の事業運営上支障が生じるなど当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 接続申込者が、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（第64条の3（債務の履行の担保）第1項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第84条（承諾の限界）において同じとします。）。</p> <p>(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修がインタフェース又はプロトコルの大規模な変更を伴う場合その他の技術的又は経済的に著しく困難であるとき。</p> <p><u>(5) 接続申込者が、その接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第3号に掲げる理由を除きます。）。</u></p> <p>2 前項の規定により、その接続申込みを承諾しないときは、当社は、書面によりその理由を通知します。</p>	<p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第15条 当社は、第14条（接続申込み）に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順序に従って別表3（様式）様式第5の書面により承諾します。</p> <p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。</p> <p>(2) その接続により当社の被る損失がその接続により得られる利益を上回る場合であってその程度が相当程度にわたる若しくは接続先拡大に寄与しない、又は当社の事業運営上支障が生じるなど当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 接続申込者が、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（第64条の3（債務の履行の担保）第1項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第84条（承諾の限界）において同じとします。）。</p> <p>(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修がインタフェース又はプロトコルの大規模な変更を伴う場合その他の技術的又は経済的に著しく困難であるとき。</p> <p>2 前項の規定により、その接続申込みを承諾しないときは、当社は、書面によりその理由を通知します。</p>

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧
<p>(協定上の地位の移転又は承継)</p> <p>第32条 協定事業者が電気通信事業の全部若しくは一部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合又は協定事業者について合併、分割若しくは相続により協定上の地位の承継があった場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>2 協定上の地位の移転又は承継の承諾を受けようとするときは、当該電気通信事業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部若しくは一部を承継した法人、若しくは相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者とします。）は、これを証明する書類を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。</p> <p>3 当社は、前項の規定により協定上の地位の移転又は承継の承諾を求められたときは、次の場合を除き、これを承諾します。</p> <p>(1) 協定上の地位の移転又は承継を承諾するとした場合において、第15条（接続申込みの承諾）第1項第1号又は第2号に定める事由に該当するとき。</p> <p>(2) 協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が第15条（接続申込みの承諾）第1項第3号 又は第5号に該当する者であるとき。</p> <p>(3) 電気通信事業の全部の譲渡又は電気通信事業者の合併、分割若しくは相続について総務大臣へ届出をしていないとき。</p> <p>(4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。</p> <p>(5) 当社に対する接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。）の支払義務等、協定上の地位の帰属が不明確であるとき。</p>	<p>(協定上の地位の移転又は承継)</p> <p>第32条 協定事業者が電気通信事業の全部若しくは一部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合又は協定事業者について合併、分割若しくは相続により協定上の地位の承継があった場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>2 協定上の地位の移転又は承継の承諾を受けようとするときは、当該電気通信事業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部若しくは一部を承継した法人、若しくは相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者とします。）は、これを証明する書類を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。</p> <p>3 当社は、前項の規定により協定上の地位の移転又は承継の承諾を求められたときは、次の場合を除き、これを承諾します。</p> <p>(1) 協定上の地位の移転又は承継を承諾するとした場合において、第15条（接続申込みの承諾）第1項第1号又は第2号に定める事由に該当するとき。</p> <p>(2) 協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が第15条（接続申込みの承諾）第1項第3号に該当する者であるとき。</p> <p>(3) 電気通信事業の全部の譲渡又は電気通信事業者の合併、分割若しくは相続について総務大臣へ届出をしていないとき。</p> <p>(4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。</p> <p>(5) 当社に対する接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。）の支払義務等、協定上の地位の帰属が不明確であるとき。</p>

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧
<p>(当社が行う協定の解除)</p> <p>第36条 当社は、第49条（接続の停止）の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。</p> <p>2 当社は、協定事業者が第49条（接続の停止）又は<u>第60条の2（支払いの留保）</u>に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、接続の停止 <u>又は負担すべき金額の支払いの留保</u>をしないでその協定を解除することがあります。</p> <p>3 当社は、第1項の規定により協定を解除するときは、予告を行います。</p> <p>(接続の停止)</p> <p>第49条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、その接続（次表の左欄の対象となる接続（以下、「対象接続」といいます。）のみを停止することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下、この条において同じとします。）を停止することがあります。</p>	<p>(当社が行う協定の解除)</p> <p>第36条 当社は、第49条（接続の停止）の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。</p> <p>2 当社は、協定事業者が第49条（接続の停止）に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、接続の停止をしないでその協定を解除することがあります。</p> <p>3 当社は、第1項の規定により協定を解除するときは、予告を行います。</p> <p>(接続の停止)</p> <p>第49条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、その接続（次表の左欄の対象となる接続（以下、「対象接続」といいます。）のみを停止することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下、この条において同じとします。）を停止することがあります。</p>
区 別	期 間
(1) その接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。以下、同じとします。）について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間
(2) 第64条の2（債務の履行の担保に係る協議申入れ等）の規定に基づき接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われな	債務の履行の担保が行われるまでの間
(3) 第64条の3（債務の履行の担保）第1項若しくは第4項に規定する債務の履行の担保について当社が定	債務の履行の担保が行わ
区 別	期 間
(1) その接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。以下、同じとします。）について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間
(2) 第64条の2（債務の履行の担保に係る協議申入れ等）の規定に基づき接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われな	債務の履行の担保が行われるまでの間
(3) 第64条の3（債務の履行の担保）第1項若しくは第4項に規定する債務の履行の担保について当社が定	債務の履行の担保が行わ

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新		旧	
める期日までに行われな	れるまでの間	める期日までに行われな	れるまでの間
(4) 第38条 (守秘義務) 又は第41条 (維持責任) その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間	(4) 第38条 (守秘義務) 又は第41条 (維持責任) その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間
(5) 第15条 (接続申込みの承諾) 第1項第1号又は第2号に定める事由が発生したとき	その事由が解消されるまでの間	(5) 第15条 (接続申込みの承諾) 第1項第1号又は第2号に定める事由が発生したとき	その事由が解消されるまでの間
<u>(6) 協定事業者が、その接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき (第1欄から第3欄に掲げる理由を除きます。)</u>	<u>その違反の事由が解消されるまでの間</u>		
<p>2 当社は、前項の規定により接続を停止するときは、協定事業者に対して書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を接続の停止の30日前までに、接続停止費用 (接続の停止に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下、同じとします。) 及び接続停止解除費用 (接続の停止の解除に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下、同じとします。) の概算額を接続の停止までに通知します。</p> <p>ただし、協定事業者の所在が不明 (電話、郵送及び現地調査によってもなお協定事業者と連絡できない状態をいいます。以下同じとします。) であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。</p> <p>3 協定事業者は、当社が第1項の規定により接続を停止した場合には、接続停止費用の概算額を支払うことを要するものとし、接続の停止を解除しようとする場合には、接続停止解除費用の概算額を支払うことを要するものとします。</p> <p>4 第1項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに (接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。) 解除します。ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。</p> <p>5 当社及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとします。</p>		<p>2 当社は、前項の規定により接続を停止するときは、協定事業者に対して書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を接続の停止の30日前までに、接続停止費用 (接続の停止に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下、同じとします。) 及び接続停止解除費用 (接続の停止の解除に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下、同じとします。) の概算額を接続の停止までに通知します。</p> <p>ただし、協定事業者の所在が不明 (電話、郵送及び現地調査によってもなお協定事業者と連絡できない状態をいいます。以下同じとします。) であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。</p> <p>3 協定事業者は、当社が第1項の規定により接続を停止した場合には、接続停止費用の概算額を支払うことを要するものとし、接続の停止を解除しようとする場合には、接続停止解除費用の概算額を支払うことを要するものとします。</p> <p>4 第1項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに (接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。) 解除します。ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。</p> <p>5 当社及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとします。</p>	

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧
<p>責めに帰すべき事由はないものとします。) 解除します。ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。</p> <p>5 当社及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとします。</p> <p><u>(支払いの留保)</u></p> <p><u>第60条の2 当社は、協定事業者が第49条（接続の停止）第1項の表中第1欄、第2欄、第3欄又は第6欄に該当するときは、当社がその協定事業者に対し対象接続（対象接続のみに関し負担すべき金額の支払いを留保することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下、この条において同じとします。）に関し負担すべき金額の支払いを留保することがあります。</u></p> <p><u>2 当社は、前項の規定により支払いの留保をするときは、協定事業者に対して書面によりその理由をあらかじめ通知します。</u></p> <p><u>ただし、協定事業者の所在が不明であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により支払いの留保をした場合において、その支払いの留保の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その支払いの留保をしていた負担すべき金額を速やかに支払うこととします。この場合において、当社は、支払いの留保をしていた協定事業者に対し負担すべき金額には利息を付さないものとします。</u></p> <p><u>(承諾の限界)</u></p> <p>第84条 当社は、協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。）から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、その請求を承諾することによって保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき、協定事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、<u>若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき</u>は、その請</p>	<p>旧</p> <p>(承諾の限界)</p> <p>第84条 当社は、協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。）から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき <u>又は</u> その請求を承諾することによって保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき、 <u>又は</u> 協定事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、 <u>又は</u> 怠るおそれがあるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合において、その理由をその請求した協定事業者に書面により通知します。</p>

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧
<p>求を承諾しないことがあります。この場合において、その理由をその請求した協定事業者に書面により通知します。</p> <p>ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>(双務的条件)</p> <p>第85条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第8条（当社の接続対象地域）、第16条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第24条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第26条（瑕疵）、第32条（協定上の地位の移転又は承継）、第36条（当社が行う協定の解除）、第40条の2（特定電子メールの取扱い）、第42条（協定事業者の切分責任）、第43条の2（第三者への債権譲渡等）、第45条（相互接続通信の切断）、第48条（接続の一時中断）、第49条（接続の停止）、第50条（接続の中止）、第50条の2（工事又は手続き等の停止及び中止）、第60条の2（支払いの留保）、第61条（料金の一括後払い）、第61条の2（期限の利益喪失）、第65条（割増金）、第66条（延滞利息）、第71条の2（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第72条（免責）、第84条（承諾の限界）において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第8条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た提供区域」に読み替えるものとします。</p> <p>2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第12条（事前調査の回答）第3項に準じて取り扱うこととします。</p>	<p>ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>(双務的条件)</p> <p>第85条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第8条（当社の接続対象地域）、第16条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第24条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第26条（瑕疵）、第32条（協定上の地位の移転又は承継）、第36条（当社が行う協定の解除）、第40条の2（特定電子メールの取扱い）、第42条（協定事業者の切分責任）、第43条の2（第三者への債権譲渡等）、第45条（相互接続通信の切断）、第48条（接続の一時中断）、第49条（接続の停止）、第50条（接続の中止）、第50条の2（工事又は手続き等の停止及び中止）、第61条（料金の一括後払い）、第61条の2（期限の利益喪失）、第65条（割増金）、第66条（延滞利息）、第71条の2（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第72条（免責）、第84条（承諾の限界）において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第8条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た提供区域」に読み替えるものとします。</p> <p>2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第12条（事前調査の回答）第3項に準じて取り扱うこととします。</p>

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新						旧											
料金表 通則 (略) 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 (略) 2 料金額						料金表 通則 (略) 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 (略) 2 料金額											
区分		単位		料金額		備考		区分		単位		料金額		備考			
(1) 通話モード接続機能		1 秒ごとに		0.045645 円		—		(1) 通話モード接続機能		1 秒ごとに		0.041526 円		—			
(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能		1 秒ごとに		0.070644 円		—		(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能		1 秒ごとに		0.074747 円		—			
(3) ショートメッセージ通信モード接続機能		1 通信ごとに		0.28463 円		—		(3) ショートメッセージ通信モード接続機能		1 通信ごとに		0.37002 円		—			
(4) (略)						(4) (略)											
(4)の2 衛星電話 接続機能 (ワイドス ターⅢ)	ア 通話モード接続機能		1 秒ごとに		3.48506 円		—		(4)の2 衛星電話 接続機能 (ワイドス ターⅢ)	ア 通話モード接続機能		1 秒ごとに		3.48506 円		—	
	イ ショートメッセージ通信モード接続機能		1 通信ごとに		0.28463 円		—			イ ショートメッセージ通信モード接続機能		1 通信ごとに		0.37002 円		—	
(5) M N P 転送機能		1 秒ごとに		0.010110 円		—		(5) M N P 転送機能		1 秒ごとに		0.012330 円		—			
(6) F O M A 直収 パケット接 続機能	ア GTP 接 続	令和7年 4月1日 から令和8 年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s の もの	108,740 円		月額		(6) F O M A 直収 パケット接 続機能	ア GTP 接 続	令和6年 4月1日 から令和 7年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s の もの	128,625 円		月額			
			(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	10,874 円		月額				(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	12,862 円		月額				
		令和8年 4月1日 から令和9 の	(ア) 10Mb/s の もの	103,830 円		月額				令和7年 4月1日 10Mb/s の もの	108,740 円		月額				

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新						旧					
		年3月31日まで適用する料金	(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	10,383円	月額			から令和8年3月31日まで適用する料金	の (イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	10,874円	月額
		令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	90,521円	月額			令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	103,830円	月額
			(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	9,052円	月額				(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	10,383円	月額
								令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/sのもの	90,521円	月額
		イ 削除						イ 削除			
(7) Xi直収パケット接続機能	ア GTP接続	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	(ア) 10Mb/sのもの	108,740円	月額	(7) Xi直収パケット接続機能	ア GTP接続	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	(ア) 10Mb/sのもの	128,625円	月額
			(イ) 10Mb/sを超える	10,874円	月額				(イ) 10Mb/sを超える	12,862円	月額

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新					旧					
	適用する 料金	える 1.0Mb/s ごとに			適用する 料金	える 1.0Mb/sごと に				
	令和8年 4月1日 から令和9 年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/sのも の (イ) 10Mb/sを超 える1.0Mb/s ごとに	103,830円	月額	令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/sのも の (イ) 10Mb/sを超 える 1.0Mb/sごと に	108,740円	月額	10,874円	月額
	令和9年 4月1日 から令和 10年3 月31日ま で適用する 料金	(ア) 10Mb/sのも の (イ) 10Mb/sを超 える1.0Mb/s ごとに	90,521円	月額	令和8年 4月1日 から令和 9年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/sのも の (イ) 10Mb/sを超 える 1.0Mb/sごと に	103,830円	月額	10,383円	月額
			9,052円	月額	令和9年 4月1日 から令和 10年3 月31日 まで適用 する料金	(ア) 10Mb/sのも の (イ) 10Mb/sを超 える 1.0Mb/sごと に	90,521円	月額	9,052円	月額
	イ 削除					イ 削除				

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新						旧					
(7)の2 5G直収 パケット接 続機能	GTP 接続	令和7年 4月1日 から令和8 年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/sのも の	108,740円	月額	(7)の2 5G直収 パケット接 続機能	GTP 接続	令和6年 4月1日 から令和 7年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/sのも の	128,625円	月額
		令和8年 4月1日 から令和9 年3月 31日まで 適用する 料金	(イ) 10Mb/sを超 える1.0Mb/s ごとに	10,874円	月額			令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで 適用する 料金	(イ) 10Mb/sを超 える 1.0Mb/sごと に	12,862円	月額
			(ア) 10Mb/sのも の	103,830円	月額			令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで 適用する 料金	(イ) 10Mb/sを超 える 1.0Mb/sごと に	108,740円	月額
		令和9年 4月1日 から令和 10年3 月31日ま で適用する 料金	(イ) 10Mb/sを超 える1.0Mb/s ごとに	10,383円	月額			令和8年 4月1日 から令和 9年3月 31日まで 適用する 料金	(イ) 10Mb/sを超 える 1.0Mb/sごと に	103,830円	月額
			(ア) 10Mb/sのも の	90,521円	月額			令和8年 4月1日 から令和 9年3月 31日まで 適用する 料金	(イ) 10Mb/sを超 える 1.0Mb/sごと に	10,383円	月額

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新						旧					
			(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	9,052 円	月額			令和 9 年 4 月 1 日 から令和 10 年 3 月 31 日 まで適用 する料金	(ア) 10Mb/s のも の	90,521 円	月額
									(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	9,052 円	月額
(8) FOMA特 定接続契約者回 線管理機能	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	61 円	月額	(8) FOMA特 定接続契約者回 線管理機能	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで 適用する料金	1 契約者回 線ごとに	63 円	月額		
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	62 円	月額		令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 適用する料金	1 契約者回 線ごとに	61 円	月額		
	令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで適 用する料金	1 契約者回線 ごとに	59 円	月額		令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで適 用する料金	1 契約者回 線ごとに	62 円	月額		
						令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日ま で適用する料金	1 契約者回 線ごとに	59 円	月額		

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新					旧				
(9) Xi 特定接続契約者回線管理機能	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	61 円	月額	(9) Xi 特定接続契約者回線管理機能	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	63 円	月額
	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	62 円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	61 円	月額
	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	59 円	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	62 円	月額
(9)の2 5G 特定接続契約者回線管理機能	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	61 円	月額	(9)の2 5G 特定接続契約者回線管理機能	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	63 円	月額
	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	62 円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	61 円	月額
	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	59 円	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	62 円	月額

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新					旧				
						令和9年4月1日 から令和10年3月31日 まで適用する料金	1 契約者回線 ごとに	59 円	月額
(9)の3 FOMA 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能			1 契約者回線 ごとに	<u>68</u> 円	月額			<u>69</u> 円	月額
(9)の4 Xi 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能			1 契約者回線 ごとに	<u>68</u> 円	月額			<u>69</u> 円	月額
(9)の5 5G 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能			1 契約者回線 ごとに	<u>68</u> 円	月額			<u>69</u> 円	月額
第2 網改造料 2 料金額 網改造料は、次により算定します。 2-2 年額料金の算定に係る比率					第2 網改造料 2 料金額 網改造料は、次により算定します。 2-2 年額料金の算定に係る比率				
区分				内容	区分				内容
諸掛費率				<u>0.091</u>	諸掛費率				<u>0.100</u>
設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年数 期間内	ア イ以外の場合	<u>0.137</u>	設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年数 期間内	ア イ以外の場合	<u>0.133</u>
			イ 伝送路設備等に係るもの	<u>0.050</u>				イ 伝送路設備等に係るもの	<u>0.051</u>
		法定耐用年数 経過後	ア イ以外の場合	<u>0.116</u>			法定耐用年数 経過後	ア イ以外の場合	<u>0.113</u>
			イ 伝送路設備等に係るもの	<u>0.029</u>				イ 伝送路設備等に係るもの	<u>0.031</u>
	ハードウェア	法定耐用年数 期間内	ア イ以外の場合	<u>0.142</u>		ハードウェア	法定耐用年数 期間内	ア イ以外の場合	<u>0.138</u>
			イ 伝送路設備等に係るもの	<u>0.055</u>				イ 伝送路設備等に係るもの	<u>0.056</u>
		法定耐用年数	ア イ以外の場合	<u>0.116</u>			法定耐用年数	ア イ以外の場合	<u>0.113</u>

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新					旧						
		経過後	イ 伝送路設備等に 係るもの	<u>0.029</u>			経過後	イ 伝送路設備等に 係るもの	<u>0.031</u>		
	土地			<u>0.056</u>		土地			<u>0.055</u>		
	通信用建物			0.027		通信用建物			0.027		
<p>第2表 工事費及び手続費</p> <p>第1 工事費</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 工事費の額</p> <p>2-1 工事費</p>					<p>第2表 工事費及び手続費</p> <p>第1 工事費</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 工事費の額</p> <p>2-1 工事費</p>						
区分			単位	工事費の額	備考	区分			単位	工事費の額	備考
(1) トランスレート変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用		1 工事ごと	1 (適用) 第1欄のとおり	—	(1) トランスレート変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用		1 工事ごと	1 (適用) 第1欄のとおり	—
(2) 削除	—		—	—	—	(2) 削除	—		—	—	—
(3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第5条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設	ア イ以外の場合	1 工事ごと	1 (適用) 第1欄のとおり	—	(3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第5条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設	ア イ以外の場合	1 工事ごと	1 (適用) 第1欄のとおり	—
		イ 接続回線帯域幅の変更に係る工	1 工事ごと	<u>15,460</u> 円	適用時間帯が平日昼間以外となるものについては、1 (適			イ 接続回線帯域幅の変更に係る工	1 工事ごと	<u>15,242</u> 円	適用時間帯が平日昼間以外となるものについては、1 (適

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新						旧					
	定等情報を登録する工事に要する費用	事			用) 第1欄のとおりとします。		定等情報を登録する工事に要する費用	事			用) 第1欄のとおりとします。
2-2 算出式 (略)						2-2 算出式 (略)					
2-3 2-2 に適用する作業単金						2-3 2-2 に適用する作業単金					
区分		単位		内容		区分		単位		内容	
平日昼間		一人あたり1時間ごとに		6,184円		平日昼間		一人あたり1時間ごとに		6,097円	
平日夜間		一人あたり1時間ごとに		7,077円		平日夜間		一人あたり1時間ごとに		6,975円	
平日深夜		一人あたり1時間ごとに		8,289円		平日深夜		一人あたり1時間ごとに		8,167円	
土日祝日昼夜間		一人あたり1時間ごとに		7,460円		土日祝日昼夜間		一人あたり1時間ごとに		7,351円	
土日祝日深夜		一人あたり1時間ごとに		8,672円		土日祝日深夜		一人あたり1時間ごとに		8,544円	
第2 手数料 (略)						第2 手数料 (略)					
2-2 2-1 以外の手数料 (略)						2-2 2-1 以外の手数料 (略)					
2-3 算出式 (略)						2-3 算出式 (略)					
第3表 その他の費用						第3表 その他の費用					
第1 USIMカードの貸与に係る費用						第1 USIMカードの貸与に係る費用					
1 USIMカードの貸与に係る費用の額						1 USIMカードの貸与に係る費用の額					
区分		単位		形状		費用の額		備考		備考	
USIMカードの貸与に係る費用		USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用		1枚ごとに		Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF		232円		FOMA 特定接続契約、Xi 特定接続契約、5G 特定接続契約での利用が可能です。	
USIMカードの貸与に係る費用		USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用		1枚ごとに		Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF		213円		FOMA 特定接続契約、Xi 特定接続契約、5G 特定接続契約での利用が可能です。	

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧																
<p>別表3 様式 様式第1 (第10条第2項関係)</p> <p style="text-align: center;">事前調査申込書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">所属 (法人名等) 氏名</p> <p>次の通り、貴社の網との接続等を行いたい (変更したい) ので、事前調査を申し込みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">接続 (変更) の概要</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">協議事項に関する具体的内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">接続 (変更) 希望時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">連絡先 (担当者氏名、電話番号、メールアドレス)</td> <td></td> </tr> </table>	接続 (変更) の概要		協議事項に関する具体的内容		接続 (変更) 希望時期		連絡先 (担当者氏名、電話番号、メールアドレス)		<p>別表3 様式 様式第1 (第10条第2項関係)</p> <p style="text-align: center;">事前調査申込書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">所属 (法人名等) 氏名 </p> <p>次の通り、貴社の網との接続等を行いたい (変更したい) ので、事前調査を申し込みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">接続 (変更) の概要</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">協議事項に関する具体的内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">接続 (変更) 希望時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">連絡先 (担当者氏名、電話番号、メールアドレス)</td> <td></td> </tr> </table>	接続 (変更) の概要		協議事項に関する具体的内容		接続 (変更) 希望時期		連絡先 (担当者氏名、電話番号、メールアドレス)	
接続 (変更) の概要																	
協議事項に関する具体的内容																	
接続 (変更) 希望時期																	
連絡先 (担当者氏名、電話番号、メールアドレス)																	
接続 (変更) の概要																	
協議事項に関する具体的内容																	
接続 (変更) 希望時期																	
連絡先 (担当者氏名、電話番号、メールアドレス)																	

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新				旧			
ス)				ス)			
協議事項に関する具体的内容				協議事項に関する具体的内容			
1. 接続箇所				1. 接続箇所			
(1) 接続形態		直接接続		間接続（他通信事業者 経由接続）		直接接続	
接続希望形態に○印を記入				接続希望形態に○印を記入			
(2) 接続約款記載の接続箇所（直接接続の場合のみ）				(2) 接続約款記載の接続箇所（直接接続の場合のみ）			
接続約款第 5 条（標準的接続箇所）表中第 欄とする。				接続約款第 5 条（標準的接続箇所）表中第 欄とする。			
2. 電気通信設備の分界点（直接接続の場合のみ）				2. 電気通信設備の分界点（直接接続の場合のみ）			
相互接続点設置希望地 域				相互接続点設置希望地 域			
3. 接続対象地域等				3. 接続対象地域等			
(1) 弊社接続対象地域				(1) 弊社接続対象地域			
(2) 相互接続点ごとの 接続対象地域等（ドコ モ着信時）	発信地域	ドコモとの相互接続点 (ZA 名)	接続対象	(2) 相互接続点ごとの 接続対象地域等（ドコ モ着信時）	発信地域	ドコモとの相互接続点 (ZA 名)	接続対象
(3) 相互接続点ごとの 接続対象地域等（ドコ				(3) 相互接続点ごとの 接続対象地域等（ドコ			
発信地域	ドコモとの相互接続点 (ZA 名)	接続対象	発信地域	ドコモとの相互接続点 (ZA 名)	接続対象		

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新						旧					
モ発信時 (ドコモ料金設定権呼 は無記入)						モ発信時 (ドコモ料金設定権呼は 無記入)					
4. 接続の技術的条件 (物理的、電氣的、論理的条件)						4. 接続の技術的条件 (物理的、電氣的、論理的条件)					
新たな技術的条件の有 無			有		無	該当条件に○印を記入					
接続約款記載の技術的 条件での接続の場合		接続約款第 11 章技術的条件 技術的条件集第 2 章形態別技術的条件第 節形態の とおりとする。				接続約款記載の技術的 条件での接続の場合		接続約款第 11 章技術的条件 技術的条件集第 2 章形態別技術的条件第 節形態の とおりとする。			
		I S U P 信号設定値				I S U P 信号設定値					
		信号速度			4.8kb/s		48kb/s				
回 線 留 保	優先発1-サ`留 保回線制御機 能				有						無
	両方向留保回 線制御機能				有						無
該当条件に○印を記入						該当条件に○印を記入					
接続約款記載の技術的 条件以外での接続の場 合						接続約款記載の技術的 条件以外での接続の場 合					
5. 電気通信設備の建設に係る事項						5. 電気通信設備の建設に係る事項					
相互接続点ごとのトラヒック		別紙 1 予測トラヒック値のとおり。				相互接続点ごとのトラヒック		別紙 1 予測トラヒック値のとおり。			

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新					旧				
ク需要予測					ク需要予測				
接続品目	接続約款第5条標準的接続箇所表中第2欄にて接続する場合		F O M A 直取パケット接続機能 (G T P 接続) 10Mb/s ~ (1.0Mb/s ごとに)	Mb/s	接続品目	接続約款第5条標準的接続箇所表中第2欄にて接続する場合		F O M A 直取パケット接続機能 (G T P 接続) 10Mb/s ~ (1.0Mb/s ごとに)	Mb/s
			X i 直取パケット接続機能 (G T P 接続) 及び 5 G 直取パケット接続機能 (G T P 接続) 10Mb/s ~ (1.0Mb/s ごとに)	Mb/s				X i 直取パケット接続機能 (G T P 接続) 及び 5 G 直取パケット接続機能 (G T P 接続) 10Mb/s ~ (1.0Mb/s ごとに)	Mb/s
接続希望品目に○印を記入					接続希望品目に○印を記入				
6. 接続端末種別					6. 接続端末種別				
	通話モード					通話モード			
	64kb/s デジタル通信モード					64kb/s デジタル通信モード			
	F O M A (パケット通信モード)					F O M A (パケット通信モード)			
	X i (データ通信モード)					X i (データ通信モード)			
	5 G (データ通信モード)					5 G (データ通信モード)			
	衛星電話 (陸上)					衛星電話 (陸上)			
	衛星電話 (船舶)					衛星電話 (船舶)			
接続希望端末に○印を記入					接続希望端末に○印を記入				
7. 接続形態					7. 接続形態				
別紙 2 接続形態のとおり。					別紙 2 接続形態のとおり。				
8. 課金条件 (利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合のみ)					8. 課金条件 (利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合のみ)				

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新				旧			
課 金 方 式	弊社発信時		柔軟課金方式	課 金 方 式	弊社発信時		柔軟課金方式
			テーブル課金方式				テーブル課金方式
	ドコモ発信時		柔軟課金方式	ドコモ発信時		柔軟課金方式	
			テーブル課金方式			テーブル課金方式	
課金体系 (ドコモが利用者料金請求事業者となる場合のみ)			距離区分	課金体系 (ドコモが利用者料金請求事業者となる場合のみ)			距離区分
			時間帯区分				時間帯区分
			端末区分				端末区分
			その他 ()				その他 ()
希望課金条件に○印を記入				希望課金条件に○印を記入			
9. M N Pに係る接続機能				9. M N Pに係る接続機能			
	M N P 転送機能				M N P 転送機能		
	M N P リダイレクション機能				M N P リダイレクション機能		
接続希望機能に○を記入				接続希望機能に○を記入			
10. 付加接続機能				10. 付加接続機能			
付加接続機能のうち利用を希望する機能				付加接続機能のうち利用を希望する機能			
11. 網改造料の対象となる機能				11. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		接続約款料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第 欄		網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		接続約款料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第 欄	

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新				旧			
能	とする。			能	とする。		
複数利用の場合は複数を入力				複数利用の場合は複数を入力			
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要				網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要			
1 2. 番号方式 (技術的条件集第 1 章第 1 条の分類を記載すること)				1 2. 番号方式 (技術的条件集第 1 章第 1 条の分類を記載すること)			
分類	弊社使用番号帯	最大桁数 (国際系番号、サービス系番号の場合のみ)	弊社使用網間試験番号	分類	弊社使用番号帯	最大桁数 (国際系番号、サービス系番号の場合のみ)	弊社使用網間試験番号
1 3. 弊社事業者識別コード				1 3. 弊社事業者識別コード			
1 4. 弊社網使用料 (ドコモが利用者料金 (役務区間合算料金) 設定事業者となる場合)				1 4. 弊社網使用料 (ドコモが利用者料金 (役務区間合算料金) 設定事業者となる場合)			
1 5. 契約者情報の提供方法 (接続約款第 8 2 条に基づくもの)				1 5. 契約者情報の提供方法 (接続約款第 8 2 条に基づくもの)			

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新					旧				
	契約者情報照会					契約者情報照会			
	異動情報					異動情報			
希望情報に○を記入					希望情報に○を記入				
16. その他					16. その他				
様式第1 別紙1					様式第1 別紙1				
弊社 _____ トラフィック予測値					弊社 _____ トラフィック予測値				
① : ②、③以外					① : ②、③以外				
ドコモとの相互接続点名	最繁時呼量 単位：アーラン (e r l)				ドコモとの相互接続点名	最繁時呼量 単位：アーラン (e r l)			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値		接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新					旧				
平均保留時間 (不完了呼を含む) 単位: 秒					平均保留時間 (不完了呼を含む) 単位: 秒				
② : 64kb/s デジタル通信モード					② : 64kb/s デジタル通信モード				
ドコモとの相互接続点名	最繁忙呼量 単位: アーラン (erl)				ドコモとの相互接続点名	最繁忙呼量 単位: アーラン (erl)			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値		接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値
平均保留時間 (不完了呼を含む) 単位: 秒					平均保留時間 (不完了呼を含む) 単位: 秒				
③ : FOMA (パケット通信モード) 又はXi/5G (データ通信モード)					③ : FOMA (パケット通信モード) 又はXi/5G (データ通信モード)				
	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 単					相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 単			

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新					旧				
ドコモとの相互接続点名	位 : Mb/s				ドコモとの相互接続点名	位 : Mb/s			
	接続開始時	S年度末値	S + 1年度末値	S + 2年度末値		接続開始時	S年度末値	S + 1年度末値	S + 2年度末値

ドコモとの相互接続点名	最大同時接続数				ドコモとの相互接続点名	最大同時接続数			
	接続開始時	S年度末値	S + 1年度末値	S + 2年度末値		接続開始時	S年度末値	S + 1年度末値	S + 2年度末値

ドコモとの相互接続点名	契約数予測	単位 : 回線

ドコモとの相互接続点名	契約数予測	単位 : 回線

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新					旧				
	接続開始 時	S年度末 値	S+1年 度末値	S+2年 度末値		接続開始 時	S年度末 値	S+1年 度末値	S+2年 度末値

様式第1 別紙2

接続形態

① ドコモが料金設定を行う接続形態

	接続 形態 No	第1表					
		発信事業者	経由事業者				着信事業者
		発信	経由1	経由2	…	経由n	着信
1							
2							
3							
4							

第2表	第3表	第5表	第6表
-----	-----	-----	-----

様式第1 別紙2

接続形態

② ドコモが料金設定を行う接続形態

	接続 形態 No	第1表					
		発信事業者	経由事業者				着信事業者
		発信	経由1	経由2	…	経由n	着信
1							
2							
3							
4							

第2表	第3表	第5表	第6表
-----	-----	-----	-----

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新									旧									
	利用者料金 設定事業者	利用者料金 請求事業者	網使用料 設定事業者					事業者間精 算		利用者料金 設定事業者	利用者料金 請求事業者	網使用料 設定事業者					事業者間精 算	
			区間 1	設定者	...	区間 n	設定者					区間 1	設定者	...	区間 n	設定者		
1																		
2																		
3																		
4																		
②ドコモ以外が料金設定を行う接続形態									②ドコモ以外が料金設定を行う接続形態									
	接続形 態 No	第 1 表							接続形 態 No	第 1 表								
		発信事業者		経由事業者		着信事業者				発信事業者		経由事業者		着信事業者				
		発信		経由		着信				発信		経由		着信				
1								1										
2								2										
3								3										
4								4										
	第 2 表		第 3 表		第 4 表			第 2 表	第 3 表		第 4 表							
	利用者料金設定事業者		利用者料金請求事業者		網使用料支払事業者				利用者料金設定事業者		利用者料金請求事業者			網使用料支払事業者				
1							1											
2							2											

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新				旧			
3				3			
4				4			
<p>注 1 用紙の大きさは、日本<u>産業</u>規格 A 列 4 番とすること。</p> <p>2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。</p> <p>3 接続約款別表 2 接続形態に規定する以外の接続形態を申し込む場合には、別紙 2 接続形態の接続形態 No 欄に「新規」と記載すること。</p> <p>様式第 2 （第 1 1 条第 2 項関係）</p> <p style="text-align: center;">事前調査申込書受付確認書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="margin-top: 40px;">年 月 日付け 号でいただきました事前調査申込は、当社にて 年 月 日に受け付けましたので、連絡いたします。</p>				<p>注 1 用紙の大きさは、日本<u>工業</u>規格 A 列 4 番とすること。</p> <p>2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。</p> <p>3 接続約款別表 2 接続形態に規定する以外の接続形態を申し込む場合には、別紙 2 接続形態の接続形態 No 欄に「新規」と記載すること。</p> <p>様式第 2 （第 1 1 条第 2 項関係）</p> <p style="text-align: center;">事前調査申込書受付確認書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div> <p style="margin-top: 40px;">年 月 日付け 号でいただきました事前調査申込は、当社にて 年 月 日に受け付けましたので、連絡いたします。</p>			

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧																
<p>様式第3 (第12条第1項関係) 事前調査申込回答書</p> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>年 月 日付け _____ 号で事前調査申込みのあった件について、下記のとおり回答 しますので、宜しくお取り計らい願います。</p> <p>なお、1ヶ月以内に本件に係る接続申込みがない場合は、事前調査の回答は効力を 失うものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">接続の可否及びその理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議事項に関する具体的内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>接続可能時期 (公表約款 第12条第5項に該当すると きは、その理由を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用負担の有無 (概算額及び内訳)</td> <td></td> </tr> </table>	接続の可否及びその理由		協議事項に関する具体的内 容		接続可能時期 (公表約款 第12条第5項に該当すると きは、その理由を含む)		費用負担の有無 (概算額及び内訳)		<p>様式第3 (第12条第1項関係) 事前調査申込回答書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;"></p> <p>年 月 日付け _____ 号で事前調査申込みのあった件について、下記のとおり回答 しますので、宜しくお取り計らい願います。</p> <p>なお、1ヶ月以内に本件に係る接続申込みがない場合は、事前調査の回答は効力を 失うものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">接続の可否及びその理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議事項に関する具体的内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>接続可能時期 (公表約款 第12条第5項に該当すると きは、その理由を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用負担の有無 (概算額及び内訳)</td> <td></td> </tr> </table>	接続の可否及びその理由		協議事項に関する具体的内 容		接続可能時期 (公表約款 第12条第5項に該当すると きは、その理由を含む)		費用負担の有無 (概算額及び内訳)	
接続の可否及びその理由																	
協議事項に関する具体的内 容																	
接続可能時期 (公表約款 第12条第5項に該当すると きは、その理由を含む)																	
費用負担の有無 (概算額及び内訳)																	
接続の可否及びその理由																	
協議事項に関する具体的内 容																	
接続可能時期 (公表約款 第12条第5項に該当すると きは、その理由を含む)																	
費用負担の有無 (概算額及び内訳)																	

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧
<p>様式第4 (第14条第1項関係)</p> <p>接続申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び 代表者の氏 名)</p> <p>弊社事前調査申込書 (年 月 日付け 号) に対する貴社回答書 (年 月 日) につきまして、貴社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電 気通信設備に係る接続約款に基づき、回答書の内容で接続を申し込みます。</p> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。</p>	<p>様式第4 (第14条第1項関係)</p> <p>接続申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び 代表者の氏 名) </p> <p>弊社事前調査申込書 (年 月 日付け 号) に対する貴社回答書 (年 月 日) につきまして、貴社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電 気通信設備に係る接続約款に基づき、回答書の内容で接続を申し込みます。</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧
<p>様式第5 (第15条第1項関係)</p> <p>接続申込承諾書</p> <p style="text-align: right;">第 <u> </u> 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>殿</p> <p>年 月 日付け 号でいただきました接続申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。</p>	<p>様式第5 (第15条第1項関係)</p> <p>接続申込承諾書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;"></p> <p>年 月 日付け 号でいただきました接続申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。</p>

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧								
<p style="text-align: center;">様式第 6 (第 19 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">相互接続用電気通信設備建設変更申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">所属 (法人名等) 氏名</p> <p>年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、下記のとおり変更を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 変更内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">旧</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。</p>	旧	新			<p style="text-align: center;">様式第 6 (第 19 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">相互接続用電気通信設備建設変更申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">所属 (法人名等) 氏名 印</p> <p>年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、下記のとおり変更を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 変更内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">旧</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>	旧	新		
旧	新								
旧	新								

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧				
<p style="text-align: center;">様式第7 (第19条第1項関係) 相互接続用電気通信設備建設変更申込承諾書</p> <p style="text-align: right; color: red;">第 _____ 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>年 月 日付け _____ 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設変更申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">備考</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	備考		<p style="text-align: center;">様式第7 (第19条第1項関係) 相互接続用電気通信設備建設変更申込承諾書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right; color: blue;">印</p> <p>年 月 日付け _____ 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設変更申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">備考</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	備考	
備考					
備考					

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧
<p style="text-align: center;">様式第 8 (第 19 条第 3 項関係)</p> <p style="text-align: center;">相互接続用電気通信設備建設中止申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">所属 (法人名等) 氏名</p> <p>年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につき まして、下記のとおり中止を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 中止する内容</p> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること</p>	<p style="text-align: center;">様式第 8 (第 19 条第 3 項関係)</p> <p style="text-align: center;">相互接続用電気通信設備建設中止申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">所属 (法人名等) 氏名 印</p> <p>年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につき まして、下記のとおり中止を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 中止する内容</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること</p>

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧				
<p style="text-align: center;">様式第9 (第19条第3項関係) 相互接続用電気通信設備建設中止申込承諾書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 <u> </u> 号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="margin-top: 40px;">年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設中止申 込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">備考</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	備考		<p style="text-align: center;">様式第9 (第19条第3項関係) 相互接続用電気通信設備建設中止申込承諾書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 10px; margin-top: 10px;"></p> <p style="margin-top: 40px;">年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設中止申 込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">備考</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	備考	
備考					
備考					

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧
<p>様式第 10 (第 20 条関係)</p> <p style="text-align: center;">完成通知書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">第 <u> </u> 号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、接続用設備が完成いたしましたので通知します。</p> <p>1. 完成した設備の内容</p>	<p>様式第 10 (第 20 条関係)</p> <p style="text-align: center;">完成通知書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、接続用設備が完成いたしましたので通知します。</p> <p>1. 完成した設備の内容</p>

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧
<p style="text-align: center;">様式第 11 (第 24 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続用ソフトウェア開発中止申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">所属 (法人名等) 氏名</p> <p>年 月 日付け 号で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込につきまして、下記のとおり中止を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 中止する内容</p> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること</p>	<p style="text-align: center;">様式第 11 (第 24 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続用ソフトウェア開発中止申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">所属 (法人名等) 氏名 印</p> <p>年 月 日付け 号で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込につきまして、下記のとおり中止を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 中止する内容</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること</p>

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧				
<p style="text-align: center;">様式第 12 (第 24 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続用ソフトウェア開発中止申込承諾書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 <u> </u> 号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="margin-top: 40px;">年 月 日付け 号でいただきました接続用ソフトウェア開発中止申込につきまして、その申込みを承諾いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">備考</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	備考		<p style="text-align: center;">様式第 12 (第 24 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続用ソフトウェア開発中止申込承諾書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 10px; margin-top: 10px;"></p> <p style="margin-top: 40px;">年 月 日付け 号でいただきました接続用ソフトウェア開発中止申込につきまして、その申込みを承諾いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">備考</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	備考	
備考					
備考					

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧																				
<p>様式第 13 (第 80 条第 2 項関係)</p> <p style="text-align: center;">通信用建物等立入申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">所属 (法人名等) 氏名</p> <p>接続に必要な装置等の接続工事 (保守) のため、下記により貴社の通信用建物等に立入りたいので、申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 申込内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">入館目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入館ビル名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入館者名</td> <td>所属 氏名</td> </tr> <tr> <td>入館日時</td> <td>開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>責任者</td> <td>所属</td> </tr> </table>	入館目的		入館ビル名		入館者名	所属 氏名	入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分	責任者	所属	<p>様式第 13 (第 80 条第 2 項関係)</p> <p style="text-align: center;">通信用建物等立入申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">所属 (法人名等) 氏名 印</p> <p>接続に必要な装置等の接続工事 (保守) のため、下記により貴社の通信用建物等に立入りたいので、申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 申込内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">入館目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入館ビル名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入館者名</td> <td>所属 氏名</td> </tr> <tr> <td>入館日時</td> <td>開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>責任者</td> <td>所属</td> </tr> </table>	入館目的		入館ビル名		入館者名	所属 氏名	入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分	責任者	所属
入館目的																					
入館ビル名																					
入館者名	所属 氏名																				
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分																				
責任者	所属																				
入館目的																					
入館ビル名																					
入館者名	所属 氏名																				
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分																				
責任者	所属																				

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新		旧	
	氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号		氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号
備考		備考	
注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること		注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること	
様式第 14 (第 80 条第 3 項関係) 通信用建物等立入申込承諾書 <div style="text-align: right;"> 第 _____ 号 年 月 日 殿 </div> 年 月 日付け _____ 号でいただきました通信用建物等立入申込につきまして、その申込みを承諾いたします。		様式第 14 (第 80 条第 3 項関係) 通信用建物等立入申込承諾書 <div style="text-align: right;"> _____ 年 月 日 殿 </div> 年 月 日付け _____ 号でいただきました通信用建物等立入申込につきまして、その申込みを承諾いたします。	
備考		備考	



接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧
<p>様式第 15 (第 14 条の 2 第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続申込み取止め申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right; color: red;">所属 (法人名等)</p> <p style="text-align: right; color: red; border-bottom: 1px solid red;">氏名</p> <p>年 月 日付け 号で申し込んだ接続申込みにつきまして、下記のとおり取止 めを申込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 取止める内容</p> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること</p>	<p>様式第 15 (第 14 条の 2 第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続申込み取止め申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid blue; padding: 2px;">印</p> <p>年 月 日付け 号で申し込んだ接続申込みにつきまして、下記のとおり取止 めを申込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>2. 取止める内容</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること</p>

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧				
<p style="text-align: center;">様式第 16 (第 14 条の 2 第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続申込み取止め申込承諾書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="margin-top: 40px;">年 月 日付け 号でいただきました接続申込み取止め申込につきまして、その 申込みを承諾いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">備考</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	備考		<p style="text-align: center;">様式第 16 (第 14 条の 2 第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続申込み取止め申込承諾書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 10px; margin-top: 10px;"></p> <p style="margin-top: 40px;">年 月 日付け 号でいただきました接続申込み取止め申込につきまして、その 申込みを承諾いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">備考</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	備考	
備考					
備考					

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧																						
<p style="text-align: center;">様式第 17 (第 27 条の 2 第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続用設備等の利用中止申込書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px; color: red;">所属 (法人名等) 氏名</p> <p>貴社接続約款第 27 条の 2 (協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等) の規定により、接続用設備等の利用中止を申込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用中止する接続用設備等の内容</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">記事</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">利用中止を希望する接続用設備等の設置場所</th> <th style="width: 30%;">利用中止希望日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること</p> <p>2 接続用設備等の更改を申込み場合には、当該設備を新たに設置若しくは改修又は開発するための申込みを併せて行うこと。</p>	利用中止する接続用設備等の内容		記事	利用中止を希望する接続用設備等の設置場所	利用中止希望日							<p style="text-align: center;">様式第 17 (第 27 条の 2 第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続用設備等の利用中止申込書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> </div> <p>貴社接続約款第 27 条の 2 (協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等) の規定により、接続用設備等の利用中止を申込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用中止する接続用設備等の内容</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">記事</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">利用中止を希望する接続用設備等の設置場所</th> <th style="width: 30%;">利用中止希望日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること</p> <p>2 接続用設備等の更改を申込み場合には、当該設備を新たに設置若しくは改修又は開発するための申込みを併せて行うこと。</p>	利用中止する接続用設備等の内容		記事	利用中止を希望する接続用設備等の設置場所	利用中止希望日						
利用中止する接続用設備等の内容		記事																					
利用中止を希望する接続用設備等の設置場所	利用中止希望日																						
利用中止する接続用設備等の内容		記事																					
利用中止を希望する接続用設備等の設置場所	利用中止希望日																						

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧				
<p style="text-align: center;">様式第 18 (第 27 条の 2 第 4 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続用設備等の利用中止申込承諾書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日付け 号でいただきました接続用設備等の利用中止申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">備考</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	備考		<p style="text-align: center;">様式第 18 (第 27 条の 2 第 4 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続用設備等の利用中止申込承諾書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px; margin-top: 20px;"></p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日付け 号でいただきました接続用設備等の利用中止申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">備考</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	備考	
備考					
備考					

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧
<p style="text-align: center;">様式第 19 (第 27 条の 2 第 5 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続用設備等の利用中止申込み取止め申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right; color: red;">所属 (法人名等) 氏名</p> <p>年 月 日付け 号で申し込んだ接続用設備等の利用中止申込みにつきまして、下記のとおり、取止めを申込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 取止める内容</p> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。</p>	<p style="text-align: center;">様式第 19 (第 27 条の 2 第 5 項関係)</p> <p style="text-align: center;">接続用設備等の利用中止申込み取止め申込書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日付け 号で申し込んだ接続用設備等の利用中止申込みにつきまして、下記のとおり、取止めを申込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 取止める内容</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新	旧				
<p style="text-align: center;">様式第 20 (第 27 条の 2 第 5 項関係) 接続用設備等の利用中止申込み取止め申込承諾書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>年 月 日付け 号でいただきました接続用設備等の利用中止申込み取止め申込につきまして、その申込みを承諾いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">備考</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> </table>	備考		<p style="text-align: center;">様式第 20 (第 27 条の 2 第 5 項関係) 接続用設備等の利用中止申込み取止め申込承諾書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日付け 号でいただきました接続用設備等の利用中止申込み取止め申込につきまして、その申込みを承諾いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">備考</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> </table>	備考	
備考					
備考					

新	旧
<p style="color: red; text-align: center;"><u>附 則 (令和 7 年 3 月 19 日経企第 6189 号)</u> <u>(実施期日)</u></p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>1 この改正規定は、令和 7 年 3 月 31 日から実施します。</u></p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>(網使用料の料金額)</u></p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>2 当社は、この改正規定実施の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) の規定にかかわらず、第 6 欄、</u></p>	

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新					旧				
<p>第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄及び第9欄の2に定める料金額について、次表に規定する額を適用します。</p>									
	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額</u>	<u>備考</u>					
<u>(6) FOMA直収パケット接続機能</u>	<u>ア GTP接続</u>	<u>(ア)</u> <u>10Mb/sのもの</u>	<u>128,625円</u>	<u>月額</u>					
		<u>(イ)</u> <u>10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに</u>	<u>12,862円</u>	<u>月額</u>					
	<u>イ 削除</u>								
<u>(7) Xi直収パケット接続機能</u>	<u>ア GTP接続</u>	<u>(ア)</u> <u>10Mb/sのもの</u>	<u>128,625円</u>	<u>月額</u>					
		<u>(イ)</u> <u>10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに</u>	<u>12,862円</u>	<u>月額</u>					
	<u>イ 削除</u>								
<u>(7)の2 5G直収パケット接続機能</u>	<u>GTP接続</u>	<u>(ア)</u> <u>10Mb/sのもの</u>	<u>128,625円</u>	<u>月額</u>					
		<u>(イ)</u> <u>10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに</u>	<u>12,862円</u>	<u>月額</u>					
<u>(8) FOMA特定接続契約者回線管理機能</u>		<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>63円</u>	<u>月額</u>					

接続約款新旧対照表 (2025/3/31 改正)

新				旧	
<u>(9) X i 特定接続契約者回線管理機能</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>63 円</u>	<u>月額</u>		
<u>(9)の2 5G 特定接続契約者回線管理機能</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>63 円</u>	<u>月額</u>		
<u>(U S I Mカードの貸与に係る費用の額)</u>					
<u>4 当社は、この改正規定実施の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において、料金表第 3 表 (その他の費用) 第 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用) 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用の額) の規定にかかわらず、 U S I Mカードの貸与に係る費用について、次表に規定する額を適用します。</u>					
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>形状</u>	<u>費用の額</u>	<u>備考</u>	
<u> U S I Mカードの貸与に係る費用</u>	<u> U S I Mカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用</u>	<u>1 枚ごとに</u>	<u> P l u g - i n U I C C、 M i n i - U I C C、 又は 4 F F</u>	<u>213 円</u>	<u> F O M A 特定接続契約、 X i 特定接続契約、 5 G 特定接続契約での利用が可能です。</u>